

## 所有者不明土地法改正の講演会を開催！

～協議会名を「北海道土地政策推進連携協議会」に変更します～

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」の改正法が、令和4年4月27日に成立しました。この改正を受けて、本協議会では所有者不明土地対策を推進するため、利用されていない土地や管理されていない土地も含め、これまでよりも幅広く市町村における土地の利活用や取得の課題への取組に対する支援を強化していきます。

併せて、今回の改正を契機として、平成31年設立時の協議会名「北海道所有者不明土地連携協議会」を「北海道土地政策推進連携協議会」に変更し、下記のとおり、講演会を開催します。

### 記

日 時： 令和4年6月21日(火) 13:30～

場 所： 札幌第1合同庁舎 2階講堂(札幌市北区北8条西2丁目)

講演内容： 1. 所有者不明土地対策の推進  
2. 地籍調査について

※ 過去の協議会の概要・資料については、以下の北海道開発局ホームページに掲載しています。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/youti/splaat000001jcgm.html>

※ 講演会は公開で行いますが、ビデオカメラ等による撮影は、冒頭の挨拶までとさせていただきます。

※ 取材を希望される報道関係者の方は、別添の申込書により6月17日(金) 17:00までにFAXでお申し込み願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

開発監理部 用地課 課長補佐 池田 敬 (内線 5534)

開発監理部 用地課 上席開発事務専門官 岡崎 貴成 (内線 5603)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



F A X 送信先 北海道土地政策推進連携協議会事務局

(旧)北海道所有者不明土地連携協議会事務局

F A X 0 1 1 - 7 0 9 - 2 3 1 9

申 込 書 (報道関係者)

## 北海道土地政策推進連携協議会「講演会」

日 時：令和4年6月21日（火）13：30～（受付13：00～）

場 所：札幌第1合同庁舎 2階講堂

（札幌市北区北8条西2丁目）

氏 名

住 所

所属（会社名等）

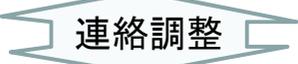
連 絡 先

- ※ ご提供いただいた個人情報は、当日の確認用にのみ使用し、他の目的には使用しません。
- ※ 駐車場は非常に混雑しますので、公共交通機関をご利用願います。
- ※ 新型コロナウイルス感染対策のため、マスクの着用をお願いします。
- ※ 新型コロナウイルス感染拡大状況等により、開催方法の変更又は開催中止となる場合があります。その場合は、取材を希望されている方へ、前日までに連絡させていただきます。

国土交通省不動産・建設経済局



法務省民事局



特措法に基づく  
職員派遣

## 北海道土地政策推進連携協議会

### 共通

- 北海道内における所有者不明土地問題の実態把握
- 所有者不明土地問題の解決に向けた取組状況の情報共有
- 外部の専門家等の活用を図っていくための方策の検討(アウトソーシング)
- 協議会構成員による相談体制の構築、相談窓口の設置、講習会や講演会等の開催 等

### 役割イメージ

#### 北海道開発局

- 協議会の周知、マネジメント
- 共有情報のとりまとめ
- 連絡調整窓口
- 講習会・講演会の企画、運営 等

#### 北海道・土地開発公社

- 支援ニーズ、意向等の分析
- 特措法に係る施策・取組(土地収用法の特例、地域福利増進事業) 等

#### 札幌法務局

- 登記制度に関する情報の提供
- 特措法に係る施策・取組(所有者探索の円滑化、財産管理制度) 等

#### 市町村

- 活用事例の共有
- 地域実態に応じた協議会運営に係る提案 等

### 支援

#### 市町村

- ・市町村へのノウハウの提供
- ・協議会で蓄積した事例、方策等の情報提供
- ・懸案に応じた協力団体等への連絡、調整 等

### 情報提供依頼

### 情報提供

#### 協力団体

弁護士会・司法書士会・行政書士会・土地家屋調査士会・不動産鑑定士協会・  
補償コンサルタント協会・宅地建物取引業協会・不動産協会

※アウトソーシングの検討、講習会の開催等の際し、補償コンサルタント協会等関係団体が協力



# 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律

(令和4年法律第38号)

< 予算関連法 >

令和4年4月27日成立  
同年5月9日公布  
《公布後6月以内施行》

## 背景・必要性

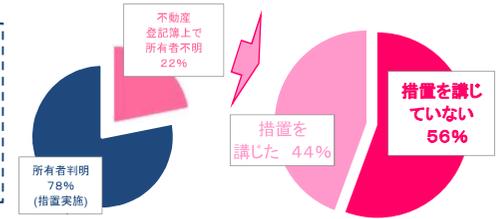
- 人口減少・少子高齢化が進む中、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行。今後、所有者不明土地の更なる増加が見込まれ、その利用の円滑化の促進と管理の適正化は喫緊の課題。

※ 令和2年土地基本法改正：基本理念として土地の適正な「管理」を明確化

- ◆ 所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」について、激甚化・頻発化する自然災害に対応するための施設としての利用ニーズが高まっている。
- ◆ 所有者不明土地が適正に管理されていないことにより、周辺地域に深刻な悪影響を及ぼすことが懸念されている。
- ◆ 所有者不明土地対策は地域における関係者が一体となって着実に取り組むことが不可欠である。

住民から市町村に苦情のあった  
管理不全土地への対応状況  
(令和元年度国土交通省調査より作成。1029市町村が回答。)

所有者不明土地法 附則（平成30年制定時）  
2 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



## 概要

### 1. 利用の円滑化の促進

#### ① 地域福利増進事業の対象事業の拡充

- ・ 現行の広場や公民館等に加え、**備蓄倉庫等の災害関連施設**や**再生可能エネルギー発電設備**の整備に関する事業を追加



備蓄倉庫

#### ② 地域福利増進事業の事業期間の延長等

- ・ 購買施設や再生可能エネルギー発電設備等を民間事業者が整備する場合、**土地の使用権の上限期間**を現行の10年から**20年に延長**
- ・ **事業計画書等の縦覧期間**を6月から**2月に短縮**

#### ③ 地域福利増進事業等の対象土地の拡大

- ・ **損傷、腐食等により利用が困難であり、引き続き利用されないと見込まれる建築物が存する土地**であっても、地域福利増進事業や土地収用法の特例手続(収用委員会の審理手続を省略)の対象として適用



建築物のイメージ

### 2. 災害等の発生防止に向けた管理の適正化

#### ① 勧告・命令・代執行制度

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、周辺の地域における**災害等の発生を防止するため**、**市町村長による勧告・命令・代執行制度**を創設



豪雨の度に土砂崩れが多発

#### ② 管理不全土地管理制度に係る民法の特例

- ・ 引き続き管理が実施されないと見込まれる所有者不明土地等について、民法上利害関係人に限定されている**管理不全土地管理命令の請求権**を市町村長に付与



高台から瓦礫や岩石、柵等が落下するおそれ

#### ③ 管理の適正化のための所有者探索の迅速化

- ・ 上記の勧告等の準備のため、**土地の所有者の探索のために必要な公的情報の利用・提供**を可能とする措置を導入

### 3. 所有者不明土地対策の推進体制の強化

#### ① 所有者不明土地対策に関する計画制度及び協議会制度 ※予算関連

- ・ 市町村は、所有者不明土地の利用の円滑化及び管理の適正化等を図る施策に関し、所有者不明土地**対策計画の作成**や所有者不明土地**対策協議会の設置**が可能

#### ② 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度

- ・ 市町村長は、**特定非営利活動法人**や**一般社団法人**等を所有者不明土地利用円滑化等推進法人として**指定**
- ・ 推進法人は、市町村長に対し、計画の作成の提案や管理不全土地管理命令の請求の要請が可能

#### ③ 国土交通省職員の派遣の要請

- ・ 市町村長は、計画の作成や所有者探索を行う上で、必要に応じ、**国土交通省職員の派遣**の要請が可能

## 【目標・効果】

① 地域福利増進事業における土地の使用権の設定数：施行後5年間で累計75件(R3.11時点で申請1件)

② 所有者不明土地対策計画の作成数：施行後5年間で累計150件

③ 所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定数：施行後5年間で累計75団体